車体の形状	構造要件	留意事項
キャンピン	車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車	・乗用自動車用又は
グ車	であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているも	貨物自動車用に製
7 —	のをいう。	作された標準座席
	1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有	は、1(4)アに該当
	すること。	しない例とする。
	(1) 就寝設備の数	・つなぎ目に穴・す
	乗車定員の3分の1以上(端数は切り捨てることと	き間があいている
	し、乗車定員2人以下の自動車にあっては1人以上)の	ものは、1(4) イに
	大人用就寝設備を有すること。	該当しないものと
	この場合において、大人用就寝設備を少なくとも1人	する。
	分以上有している場合は、子供用就寝設備2人分をもっ	・脱着式の設備は、
	て大人用就寝設備1人分と見なすことができる。	車両重量に含める
	(2) 大人用就寝設備の構造及び寸法	ものとする。
	ア 就寝部位の上面は水平かつ平らである等、大人が十	・2(1)エ及び2(2)
	分に就寝できる構造であること。	クにおいて、「空
	イ 就寝部位は1人につき長さ1.8m以上、かつ、幅0.5m	間を有しているこ
	以上の連続した平面を有すること。	と。」とあるの
	ウ 1人当たりの就寝部位毎に、就寝部位の上面から上	は、キャンプ時に
	方に0.5m以上の空間を有すること。ただし、就寝部位	おいて、車室を拡
	の一方の短辺から就寝部位の長手方向に0.9mまでの範	張させることがで
	囲にあっては、0.3m以上の空間があればよい。	きる構造のもので
	(3) 子供用就寝設備の構造及び寸法	あって、展開した
	(2)の要件は、子供用就寝設備について準用する。この	状態において 2(1)
	場合において、(2)イ中「1.8m」とあるのは「1.5m」と、	エ及び 2 (2) クで規
	「0.5m」とあるのは「0.4m」と、(2)ウ中「0.5m」とある	定する有効高さを
	のは「0.4m」と、「0.9m」とあるのは「0.8m」と読み替	満足する場合を含
	えるものとする。	むものとする。
	(4) 就寝設備と座席の兼用	乗車設備、構造要
	就寝設備は、乗車装置の座席と兼用でないこと。	件で規定する設備
	ただし、就寝設備及び乗車装置の座席が次の各号のす	(二層構造の上層
	べての要件を満足する場合は、就寝設備と乗車装置の座	部分に設ける就寝
	席を兼用とすることができる。	設備を除く。)及
	ア 乗車装置の座席の座面及び背あて部が就寝設備にな	びその他構造要件
	ることを前提に製作されたものであること。	で規定されていな
	イ 乗車装置の座席の座面及び背あて部を就寝設備とし	い任意の設備と兼
	て使用する状態にした場合に、就寝設備の上面全体が	用である部位は、
	連続した平面を作るものであること。	6 「専用の収納場
	(5) 格納式、折りたたみ式及び脱着式の就寝設備は、これ	所」に該当しない
	を展開又は拡張した状態で(2)又は(3)の要件を満足する	ものとする。
	こと。	
	2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備	
	を有すること。	
	(1) 水道設備	
	水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するもの	
	をいう。	
	ア 10リットル以上の水を貯蔵できるタンク及び洗面台	
	等(水を溜めることができる設備をいう。以下同	
	じ。)を有し、タンクから洗面台等に水を供給できる	
	構造機能を有していること。	

車体の形状	構造要件	留意事項
	イ 10リットル以上の排水を貯蔵できるタンクを有して	
	いること。	
	ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することが	
	できる位置(洗面台等に正対して使用でき、洗面台等	
	と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、洗面台等を	
	利用するための床面がその他の床面との間に著しい段	
	差を有していないことをいう。)にあること。	
	エ 洗面台等を利用するための床面から上方には有効高	
	さ1,600mm (洗面台等の上端 (蛇口、レバー及び浄水器	
	等、水を供給する構造を除く。)が、これを利用する	
	ための床面から上方に850mm以下の場合にあっては	
	1,200mm) 以上の空間を有していること。	
	(2) 炊事設備	
	大事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するもの 大事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するもの	
	をいう。	
	ア 調理台等調理に使用する場所は0.3m以上×0.2m以上	
	の平面を有すること。	
	イ コンロ等により炊事を行うことができること。	
	ウ 火気等熱量を発生する場所の付近は、発生した熱量	
	により火災を生じない等十分な耐熱性・耐火性を有	
	し、その付近の窓又は換気扇等により必要な換気が行	
	えること。	
	エ コンロ等に燃料を供給するためのLPガス容器等の	
	常設の燃料タンクを備えるものにあっては、燃料タン	
	クの設置場所は車室内と隔壁で仕切られ、かつ、車外	
	との通気が十分確保されていること。	
	オ エの燃料タンクは、衝突等により衝撃を受けた場合	
	に、損傷を受けるおそれの少ない場所に取り付けられ	
	ていること。	
	カ コンロ等に燃料を供給するための燃料配管は振動等	
	により損傷を生じないように確実に取り付けられ、損	
	傷を受けるおそれのある部分は適当なおおいで保護さ	
	れていること。	
	キ 調理台等は、車室内において容易に使用することが	
	できる位置(調理台・コンロ等に正対して使用でき、	
	調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、	
	かつ、調理台・コンロ等を利用するための床面がその	
	他の床面との間に著しい段差を有していないことをい	
	う。)にあること。	
	ク 調理台等を利用するための床面から上方には有効高	
	さ1,600mm (調理台等の上面が、これを利用するための	
	床面から上方に850mm以下の場合にあっては1,200mm)	
	以上の空間を有していること。	
	(3) 水道設備及び炊事設備の設置方法	
	水道設備のうちの水タンク、炊事設備のうちの常設の	
	燃料タンクその他これらの設備に付帯する配線・配管に	
	ついては、床下等に配置しても差し支えない。また、水	
	道設備のうちの水タンク及び炊事設備の設置場所が他の	
	部位と明確に区別ができる等専用の設置場所を有する場	

車体の形状	構造要件	留意事項
	合には、取り外すことができる構造のものでもよい。	
	3 水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台・コンロ等並	
	びにこれらの設備を利用するための場所の床面への投影面	
	積は、0.5㎡以上あること。	
	4 「特種な設備の占有する面積」について、次のとおり取	
	り扱うものとする。	
	(1) 車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所	
	に設けられた浴室設備及びトイレ設備の占める面積は、	
	「特種な設備の占有する面積」に加えることができる。	
	(2) 車室内が明らかに二層構造(注)である自動車(キャ	
	ンプ時において屋根部を拡張させることにより車室内が	
	二層構造となる自動車を含む。)の上層部分に就寝設備	
	を有する場合には、用途区分通達4-1-3③の「運転」	
	者席を除く客室の床面積及び物品積載設備並びに特種な	
	設備の占有する面積の合計面積」に当該就寝設備の占め	
	る面積を加える場合に限り、「特種な設備の占有する面」	
	積」に当該就寝設備の占める面積を加えることができる	
	ものとする。	
	(3) 1(4)ただし書きの規定により、就寝設備と乗車装置の	
	座席を兼用とする場合には、当該就寝設備のうちの乗車 世界の原度と英田される郊への 8 八の 1 は 「特種な訊	
	装置の座席と兼用される部分の2分の1は、「特種な設 備の占有する面積」とみなすことができる。	
	あって、当該設備を展開又は拡張した部分の基準面への	
	投影面積と乗車装置の座席の基準面への投影面積が重複	
	する場合、その重複する面積の2分の1は、「特種な設」	
	備の占有する面積」とみなすことができる。	
	5 構造要件に規定されない任意の設備(乗車設備以外の座	
	席(道路運送車両の保安基準の適用を受けない座席をい	
	う。)及びテーブルに限る。)は、その他の面積とし、そ	
	の基準面への投影面積と1(5)に規定する格納式及び折りた	
	たみ式の就寝設備を展開又は拡張した部分の基準面への投	
	影面積が重複する場合にあっては、用途区分通達4-1-	
	3③の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備並	
	びに特種な設備の占有する面積の合計面積」に当該就寝設	
	備の重複する部分を加える場合に限り、「特種な設備の占	
	有する面積」に当該就寝設備の重複する部分の2分の1を	
	加えることができるものとする。	
	6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することが	
	ないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができ	
	るものであること。	
	また、専用の収納場所を有する場合にあっては、「特種」	
	な設備の占有する面積」に当該収納場所の占める面積を、	
	脱着式の設備を当該格納場所に格納する面積を上限とし	
	て、加えることができるものとする。	
	7 物品積載設備を有していないこと。	

車体の形状	構	留音 事項
車体の形状	構 造 要 件 (注) 二層構造 ここでいう二層構造とは、上層部の最下部と上層部の投 影面である床面との間のすべての位置において、1,200mm 以上の有効高さがあり、かつ、上層部の上面と屋根の内側 との間のすべての位置において1,200mm以上(上層部の上面 が就寝設備である場合には500mm以上(就寝設備の一方の短 辺から就寝設備の長手方向に0.9mまでの範囲にあっては、 0.3m以上))である構造のものをいう。	